飯田市公告第128号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第１項の規定により農業振興地域整備計画を変更したいので、同条第４項において準用する法第11条第１項の規定により公告し、飯田市農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を、下記のとおり縦覧に供する。

なお、飯田市に住所を有する者は、法第13条第４項において準用する法第11条第２項の規定により、飯田市農業振興地域整備計画の変更案に対し、下記の縦覧期間満了の日までに、飯田市に意見書を提出することができる。

また、飯田市農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、法第13条第４項において準用する法第11条第３項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記の縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、飯田市にこれを申し出ることができる。

令和８年10月１日

飯田市長　佐藤　健

記

１　縦覧期間　令和８年10月１日から同年10月30日まで

２　縦覧場所　飯田市産業経済部農業課

３　意見書の提出に関する事項

(1) 提出先　飯田市産業経済部農業課

(2) 提出に当たっての留意事項

ア　この飯田市農業振興地域整備計画の変更案以外に対しては、意見書を提出することができないこと。

イ　意見書には、個人が提出する場合にあっては住所、氏名及び職業（法人が提出する場合にあっては法人名、代表者名及び主たる事務所の所在地）並びに意見の趣旨及び理由を記入すること。

ウ　意見書の提出は、郵送、ファクシミリ又は電子メールによることもできること。

(3) 意見書の取扱い　意見書に対する個別の回答は行わず、別途飯田市農業振興地域整備計画を公告する際に、意見書の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

４　異議の申出に関する事項

(1) 申出先　飯田市産業経済部農業課

(2) 申出に当たっての留意事項

ア　この農用地利用計画の変更案以外に対しては、異議の申出はできないこと。

イ　異議の申出については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）中審査請求の規定により行うこと。

飯田市農業振興地域整備計画　変更等理由書

飯 田 市

1　計画策定・変更の経過

飯田市農業振興地域整備計画は、昭和 46 年９月 22 日に策定され、その後３度の全体見直しを行ったほか、年に４回を基本に、農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という）第 13 条１項の規定に基づく変更を行ってきた。

今回、上記規定に基づき、令和８年１月～同年３月の間に受け付けた申出について各機関で審査した結果をもとに、以下のとおり飯田市農業振興地域整備計画を変更する。

（１）農用地区域からの除外について

各案件とも法第 13 条第２項各号の要件を全て満たしており、農用地区域から除外する。

2　計画の変更内容と理由

（１）変更理由

経済事情の変動、その他情勢の推移

（２）変更の必要が生じたと判断する具体的な理由（除外）

別紙、整備計画変更概要書のとおり

（様式３）

整 備 計 画 変 更 概 要 書

市町村名　　飯 田 市

1　変更の理由

（１）　変更理由の区分（当てはまるものに○印）

①　基本方針の変更　　②　農業振興地域の区域の変更

③　基礎調査結果　　④　経済事情の変動その他情勢の推移

（２）　変更の必要が生じたと判断する具体的な理由

（具体的な理由が異なるものが複数ある場合は、各々の理由ごとに分けて記載すること。）

具 体 的 な 理 由	案件番号
飯田市農業振興地域整備計画は、昭和45年３月30日に策定され、その後、昭和50年、平成７年、平成20年に全体見直しを行ったほか、毎年３～４回、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る随時変更を行ってきた。 今回、経済事情の変動その他情勢の推移に伴う地域住民等からの申出があり、調整を図ったところ農業振興に支障がないと認められるため、飯田市農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更を行うものである。	全

具 体 的 な 理 由 （ 除外 ）	案件番号
工場増設により不足する駐車場を確保したいとするものであり、その規模も適当で農用地区域以外の土地に立地することが困難と認められること、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められること、周辺の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域から除外する。	1
住宅への進入路と駐車場を確保したいとするものであり、その規模も適当で農用地区域以外の土地に立地することが困難と認められること、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められること、周辺の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域から除外する。	2
営農を引き継ぐため、実家の近隣に住宅を建築したいとするものであり、その規模も適当で農用地区域以外の土地に立地することが困難と認められること、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められること、周辺の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域から除外する。	3
自宅への進入路と倉庫（兼車庫）を整備したいとするものであり、その規模も適当で農用地区域以外の土地に立地することが困難と認められること、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められること、周辺の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域から除外する。	4
生活環境の向上と、将来の両親の介護を見据え、実家の近隣に住宅を建築したいとするものであり、その規模も適当で農用地区域以外の土地に立地することが困難と認められること、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められること、周辺の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域から除外する。	5
手狭になったため住宅を建築し、近隣に住む親類の世話をしていきたいとするものであり、その規模も適当で農用地区域以外の土地に立地することが困難と認められること、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められること、周辺の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域から除外する。	6

具　体　的　な　理　由　（除外）	案件番号
自宅の庭を整備したいとするものであり、その規模も適当で農用地区域以外の土地に立地することが困難と認められること、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められること、周辺の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域から除外する。	7
自宅への進入路を確保したいとするものであり、その規模も適当で農用地区域以外の土地に立地することが困難と認められること、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められること、周辺の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域から除外する。	8
受注増加に伴い、不足している資材置場と進入路を確保したいとするものであり、その規模も適当で農用地区域以外の土地に立地することが困難と認められること、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められること、周辺の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域から除外する。	9
住宅の庭を整備したいとするものであり、その規模も適当で農用地区域以外の土地に立地することが困難と認められること、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められること、周辺の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域から除外する。	10

2　変更の概要　　（単位：㎡）

			面　積	用途区分				案件番号
				農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	
編入								
用途区分の変更								
除外	具体的な転用案件	農家住宅	718.75	718.75				2，4，8，10
		一般住宅	2,080.53	2,080.53				3，5，6，7
		事業所等	2,441.87	2,441.87				1，9
		公共施設等						
		農業用施設						
		植林						
		その他						
		計	5,241.15	5,241.15				
		（うち影響緩和措置の対象となる除外目的変更による農地減少面積）	(5,241.15)	(5,241.15)	(　　)	(　　)		
	自然的不適当地							
	（うち山林原野）				(　　)	(　　)	(　　)	
	不相当地（法第６条第３項関係等）							
	除外面積計		5,241.15	5,241.15				

3　市町村農業振興計画変更にあたっての関係団体等（農振協議会）からの意見聴取

（1）　意見聴取（農振協議会開催）年月日

飯田市農業振興地域整備推進審議会

農振除外等申出 令和８年１月～３月受付分審議（令和８年７月７日開催）

（2）　主な意見

申出地の除外については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第２項各号の要件を満たしており、農業振興地域整備計画の変更はやむを得ないと認められる。

4　基礎調査に基づく変更（総合見直し）によらず計画を変更せざるを得ない理由

各事業計画に緊急性があり、次期基礎調査に基づく変更では間に合わないため。